

◎許可があったことの証明（取り消されていない証明）について

1) 4条許可と5条許可の証明（願）の様式があります。

2) 申請書は2部提出してください。

3) 次の書類を添付（原本とその写しを各1部）してください。

・申請農地の登記事項証明

・相続が発生し、登記事項証明に相続登記が明記されていないときは相続人であることの証明書（遺産分割書、戸籍謄本等）

・住所変更登記がされていないときには、住民票、戸籍の附票等住所変更のわかるもの。

・代理人が申請するとき・・・委任状（ただし、行政書士に限る）

※旧兼山町については、岐阜県に確認後に証明をします。